

美しいひこね創造条例改正素案のポイント

1 参加登録証の削除

現状

個人が参加登録された際に「参加登録証」(*1)と「活動報告書」(*2)を交付しています。

*1: 美しいひこね創造条例施行規則の様式第2号参照

*2: 同施行規則の様式第4号参照

問題点

参加登録証は、この活動に参加登録していることを証する書類ですが、そもそも証明が必要となる場面は少なく、記載内容も活動報告書と重複している箇所が多くあります。

そこで、仮に証明が必要な場合でも活動報告書で代用できるため必要性が低い書類となっています。

改正素案

参加登録証を交付する手続を削除します。

改正後の流れ

参加登録の申請 ⇒ 登録 ⇒ 活動報告書のみ交付

2 個人登録者の登録制度の改正

現状

登録は1年単位となっていますが、一度登録されると自動的に登録が更新される仕組みとなっています。

問題点

一切活動しない人も登録者とされるため、登録者のうち活動を行っていない人が半数もあり(参考資料のグラフ参照)、登録者数と活動実態とが大きくかけ離れた状況が何年も続いています。

また、毎年、年度末に新年度用の活動報告書を活動されていない人も含め全ての登録者に郵送するなど、多くの費用と労力が生じています。

改正素案

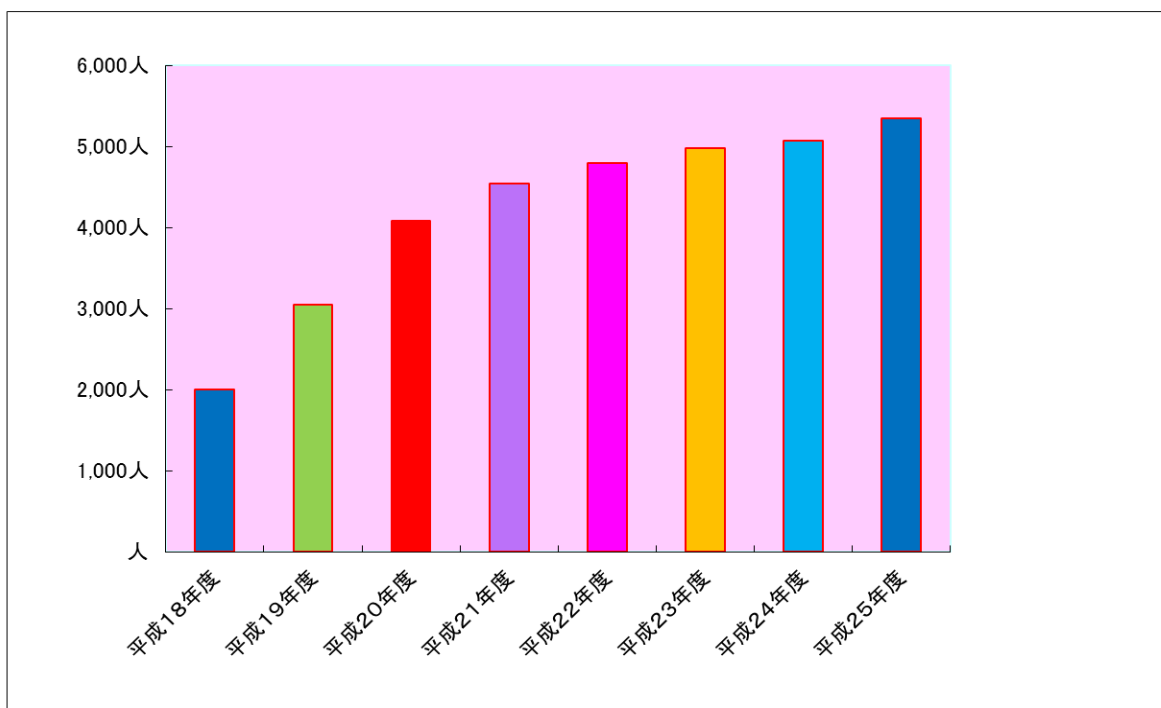
活動報告をされない登録者の登録を抹消する規定を追加します。

(* 申出がある場合は抹消しません。)

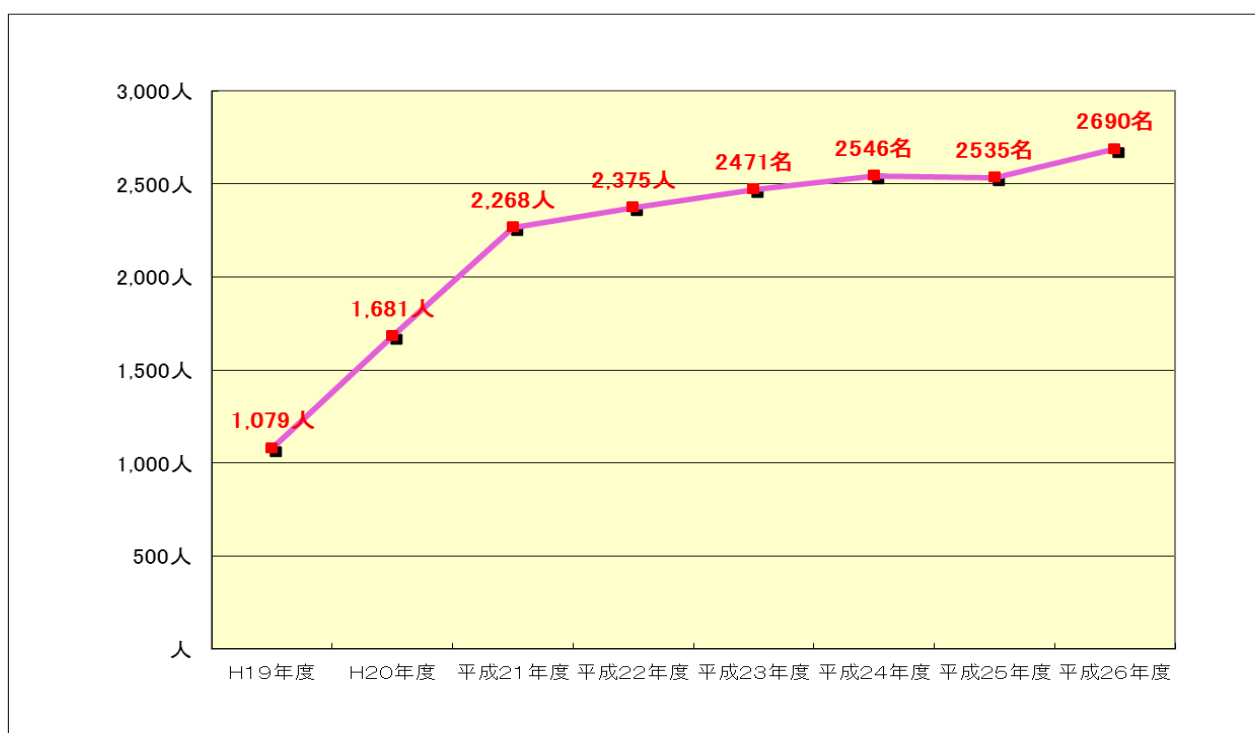
改正後の流れ

活動報告期間(4~5月) ⇒ 6月に活動報告書を提出していない人の登録を抹消 ⇒ 年度末に提出した人のみ登録を更新 ⇒ 登録を更新した人と新規の登録者に対し、次年度の活動報告書を送付

年度別登録者数推移



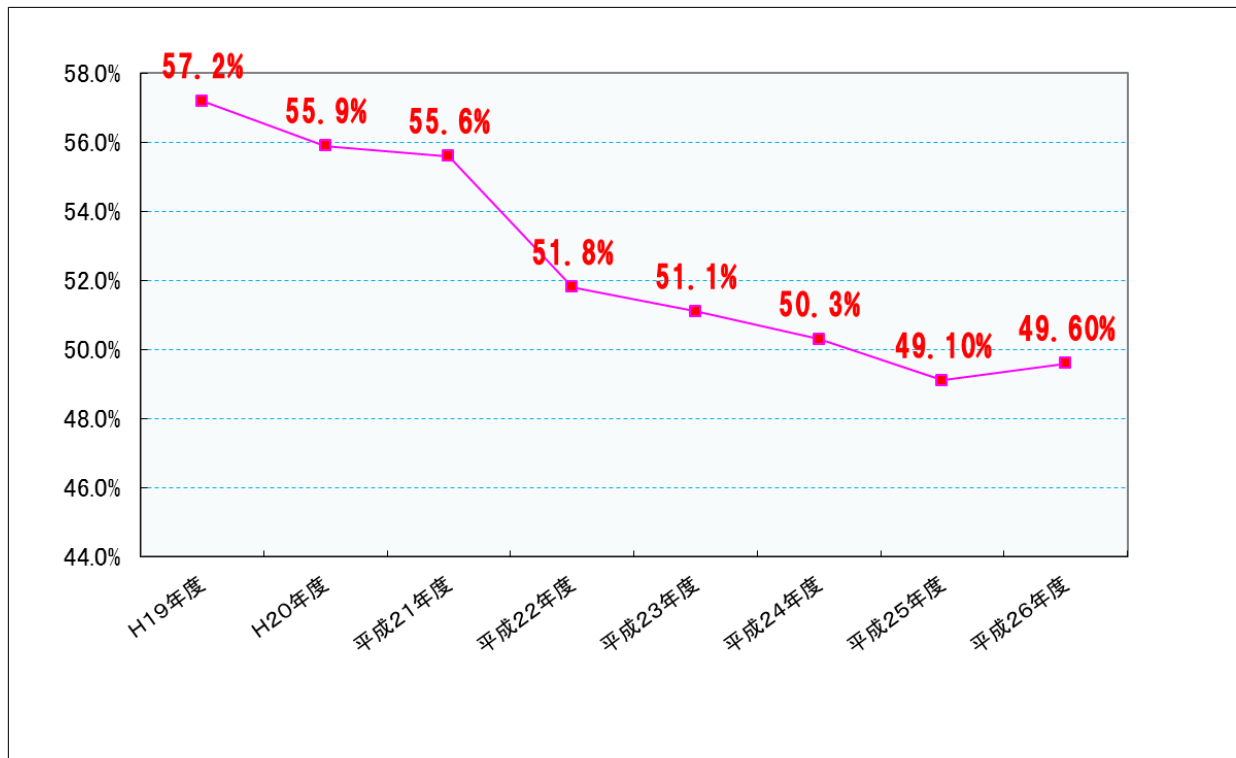
交付人数の推移



* 「彦」は1年間活動して翌年度に交付されるため、交付年度の前年度の登録者が交付対象となります。(26年度の「彦」の交付人数は25年度の活動者数を表しています)

交付率

$$\text{交付人数} \div \text{最大交付対象者数} \times 100$$



*最大交付対象者数と年度末登録者数とは若干数値が異なります。

「彦」を取得するには、1週間1回の活動を少なくとも4単位以上行う必要があるため、登録時期が遅く報告期間(4~5月)までに4単位行えない人は登録者でも交付対象者となりません。また、転居等により登録を抹消されても抹消前にした活動については交付対象になるなど年度末登録者でないものの交付対象となる場合もあるからです。